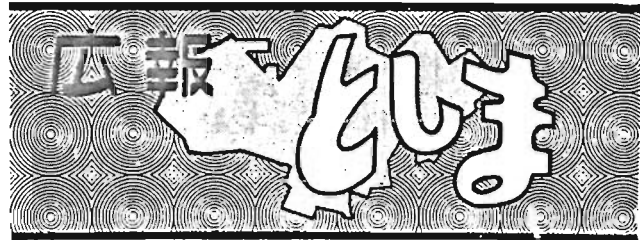


世帯と人口

10月1日現在

人口	317,536	前月比 (+98)
男	157,801	(+115)
女	159,735	(-17)
世帯数	136,461	(+262)

(住民基本台帳による)



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎(981) 1111 〒170 編集 広報室

ズバリお聞かせください

981-1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見要望・苦情をお聞かせください。(執務時間中は区民相談室一内線 472・475-で受けています。ご利用ください)

区功労者48名を表彰

区民福祉の向上に尽力

自治功労

豊島区表彰条例にもとづく、区功労者の表彰式が、さる十月二日、区民センター文化ホールで行なわれました。

この表彰制度は、自治・教育・衛生・公共事業・産業振興および公益について功労のあった方々を広く顕彰し、その功績をたたえるための表彰です。

今年度の表彰は、四回目ですが、表彰にあたっては、表彰審査会の厳正な審査を経て、つぎの四十八名の方々が選ばれ、晴れの表彰式にのぞみました。

【各種相談員】

石丸勘三郎 南池袋二二三一

児島 平 千早町二二二九

酒井 大 西果町二二二五

内田 憲作 練馬区中村北三二二二

(故)大坪利雄 中野区野方二二二二

川田ヨコキ 埼玉県浦和市東仲町二五二一六

佐久間四郎 千葉県茂原市緑町三一三一

(故)高橋一枝 長崎六三三四一三

地口 収子 埼玉県新座市片山四九四一

橋本 幸枝 千早町四一四〇

丸尾 文雄 長崎三二二三一九

松岡 隆子 中野区上高田四三六一一

水野谷謙一郎 練馬区小竹町二一七五

下間長治郎 千早町三三三一

高木 邦也 清瀬市野庭三三三六

本橋新太郎 要町一一三三

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】

【区立小中学校に勤務した教職員】



昭和47年度 東京都豊島区功労者表彰

教育功労

【区立小中学校区】

小川安太郎 北大塚一一二二

坂上 俊彦 西池袋五一一三一

田村 隆吉 池袋本町一一四五

山田優文字 池袋二一九一〇

公共事業功労

【消防団員】

田代藤太郎 西果町一一二四

【民生委員】

五十子千里 雑司が谷一一一六

大久保 勇 池袋二二八九一

恩田亀太郎 池袋二二九三七

窪田 久幹 駒込七二四一四

宮本 せき 雑司が谷二二二〇

公益功労

【人命救助者】

加藤富美子 長崎三二二八一四

【私立幼稚園設置者】

塚本 浩 北大塚一一三一

野本 良平 文京区本駒込二二二一八

【関係各種団体の長】

(故)磯崎清一 西池袋一一一〇

小野田益太郎 高田三三三七

竹内 雷男 西池袋三三三〇

武藤 重治 南池袋三一五一

【関係各種団体の長】

市倉宇三郎 池袋一一五四五

井上 一 池袋本町一一四五

石川 保忠 上池袋三三三三

呉 樹根 西池袋三二二九

寺島 満 池袋本町一一一八

別所 治 北大塚一一五五

【町会長】

岡島 武 果町三二二一三

岡田徳次郎 果町四一六一三

斉田 徳巳 上池袋二二八八

仙波 欣二 池袋本町四一一三

谷口 政一 西池袋五六一五

高山岩五郎 要町二二二二

平松 進 西果町三一四一

【関係各種団体の長】

池袋一一五四五

池袋本町一一四五

上池袋三三三三

西池袋三二二九

池袋本町一一一八

北大塚一一五五

「わたしの便利帳」
お届けします

区・都の窓口、手続きの方法、施設の紹介などを主体に掲載しました。47年版「わたしの便利帳」が、このほどできあがりしました。

このため、区では11月10日頃までに業者を通じてお宅にも届けてあります。

国民健康保険料の払込みは
＝＝＝＝
自主納付・自動払いで
＝＝＝＝
☆保険料の払込みは
自主納付でお願いします

国民健康保険料の納付につき
ましては、日頃ご協力をいただき
ありがとうございます。

保険料の納付は、つぎの方法
でお願いたします。

①所定の納付書で都内の各郵便
局・銀行・信用金庫・信用組
合などに払い込んでください
お手元に納付書がない場合は、
左記にご請求ください。

豊島区役所庶生部
国民健康保険課徴収係
(内線 30・318)

②国民健康保険課窓口で納付し
てください。四階③番窓口
③納付書による納付が困難な場
合は訪問徴収をいたします。

このようにしたのは、最近
の交通事情など諸般の事情に
より、訪問徴収がいちじろ
く困難になっている事情から
です。ご協力ください。

☆保険料の自動払い制度
(口座振替) が九月か
ら始まりまし。

これは、電気料金などと同じ
ように、銀行などがあなたの
預金口座からあなたにかわっ
て自動的に保険料を払い込む
制度です。

お申込みは、
・区役所国民健康保険課
・あなたの口座預金のある銀
行・信用金庫・信用組合な
ど。

申し込みの際は、印かん・預
金通帳をお持ちください。

国民健康保険料の払い込みに
ついてのお問い合わせは、国民健
康保険課徴収係(内線 30・318)
へお願いします。



地域防災訓練に 参加しましょう

地震で一番おそろしい火災。この火災も初期のうちに消すことが肝心、日頃から訓練をうけておけばとっさのときにあわてずにすみます。

豊島区では、昨年一年間で二百九十三件の火災が発生し、その損害見額は、三億二千五百五十万円に達しています。こうした火災は、まず出さないことに限るわけですが、出火した場合でも早く気づき、手もとにバケツの水や消火器などの消火器をいっしょに火災といわれてい

すから、特に地域住民のみならず、方にもこの対策の一役をこなすに、ただかなければより有効な対策をたてることは不可能です。

そこで区と消防署・消防団では、火災から生命身体および財産を守るため大地震時ならびに平常時における初期消火活動が確実に迅速にできるよう初期消火訓練を主体とした地域防災訓練を行ないます。

日程は、別表のとおりです。でも、もよりの場所の訓練にご参加くださるようお知らせします。

先人の訓練のほか町内会・自治会等におきまして自主的に地域防災訓練を実施する場合は、つぎの要領によりその経費の助成をいたします。

防災訓練の実施に伴う経費の助成金交付要綱(抜粋)

◎助成の対象となる訓練
大地震時および平常時において初期消火活動が確実・迅速に実施できるよう、地域住民が主体となり自発的に行なう防災訓練です。

◎助成の対象となる組織
地域防災住民組織(町内会・自治会等)をいいます。

◎助成額
一組織あたり一年度一回に限り五千元です。

◎助成金の申請
防災訓練実施予定日の十日前までに申請してください。

※防災訓練についてのお問い合わせは、総務課防災係(内線40)まで。

月日	曜日	豊島消防署管内	池袋消防署管内
11月14日	火	西栗鴨小学校	西尾名町公園
15日	水	時習小学校	大田小学校
16日	木	駒込東公園	大田小学校
20日	月	日出小学校	池袋木町三丁目児童遊園
21日	火	日白小学校	長崎保健所
22日	水	巣鴨公園	椎名町小学校
27日	月	大塚台小学校	富士見台小学校
28日	火	高田小学校	千早小学校
29日	水	高南小学校	高松小学校
30日	木	駒込小学校	池袋第五小学校
5日	火	大塚南公園	文成小学校
6日	水	宮仲公園	大成小学校
7日	木	宮仲公園	西池袋公園

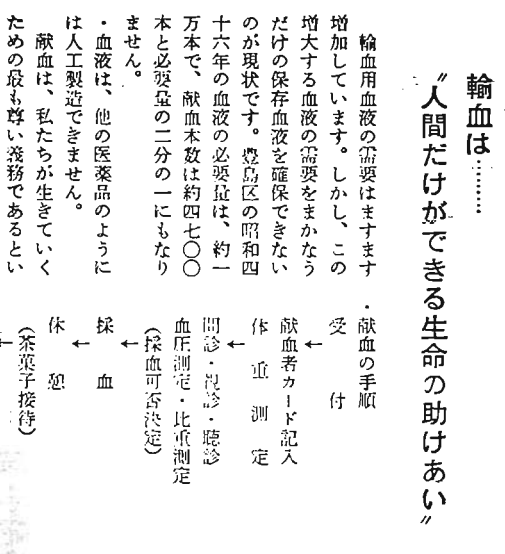
※訓練時間は、いずれも午後二時三十分から四時まで
※小雨決行

輸血は、他の医薬品のように人工製造できません。

献血は、私たちが生きていくための最も尊い義務であるといえます。そして「お互いのため」に「献血していただくことが十分に「血液の確保」につながります。

・献血すると「献血手帳」が交付されます。

・日赤では血液の献血者優先の建前から入院して必要になった場合、献血手帳を提示した方には優先的に血液を供給します。



月	日	場所	月	日	場所
11月1日	(水)	目白駅前	11月24日	(金)	第10出張所
13日	(月)	大塚南公園	25日	(土)	区立体育館
14日	(火)	第8出張所	27日	(月)	第2出張所
16日	(木)	長崎厚生会館	"	"	第4出張所
17日	(金)	大正大学	29日	(水)	青年館
18日	(土)	東長崎駅前	"	"	第7出張所
20日	(月)	巣鴨駅前			

地域地区の改正については、説明会でみなさんからお出された意見を考慮に入れ、さる九月三十日に「豊島区試案」を作成して都に提出しましたがこの問題についてはさらに理解を深めていただくため、今月から十回程度の子定で説明を行なっています。

※ 都市計画とは、町づくりのことです。

都市では、多勢の人々がいろいろな生活をし、土地や建物をいろいろな利用しています。ですから、効果的に町づくりを進めていくには、どうするかといえます。

地域地区改正についての解説 (その1 都市計画)

基本方針として、この理由によるものです。

では、具体的に、都市計画法では、都市計画という町づくりをどのように進めていくのかといえます。

◎留々の建物を規制する地域地区などの土地利用計画
◎道路や公園などの都市施設の整備
◎住みよく使いよい町につくりかえる区画整理や再開発
この三本の柱を基本としていいます。

都市計画は、建物の設計と同じように、開取りを決めることがまず必要なので、土地利用計画が主となります。つまり、三本の柱による都市計画は、より正確にいうと、土地利用計画と各種の公共的な事業とをうまく組み合わせて進めていくことになるでしょう。

くちばん・告知板

◆消費者講座
11月と12月は「ゆたかな家計」をテーマに2日間コースを実施。
11月14日(火)・12月12日(火)
長崎厚生会館 9時00分
11月15日(水)・12月13日(水)
泉野厚生会館 9時00分
11月16日(木)・12月14日(木)
区民センター音楽室

※時間は、いずれも午後1時30分から。※講師 生活評論家 藤本正夫氏。※定員 各地域とも先着50名。教材として家計簿を贈呈。
☆申込み 11月1日から電話で消費経済係(内線289・290)へどうぞ

◆スキー講習会
初めてスキーをする方から上級者まで、楽しく正しいスキー技術の講習を行ないます。
○中学生スキー教室
1月4日・6日 二泊三日
○区民スキー講習会
第1回
1月13日・15日 二泊三日
第2回
1月21日・24日 三泊四日
第3回
2月24日・26日 二泊三日
第4回
2月24日・26日 二泊三日

犬を散歩させるときは……道路や公園などをちらかさないように……ちらかしたら罰金がきりに始末しましょう。

※時間は、いずれも午前10時から午後三時までです。

◆区民スキー講習会
第1回
1月13日・15日 二泊三日
第2回
1月21日・24日 三泊四日
第3回
2月24日・26日 二泊三日
第4回
2月24日・26日 二泊三日

※参加資格
中学生スキー大会
区内在住・在学の中学生
区民スキー講習会
区内在住・在勤者(学生は少加できません。)

※費用 未定
※受付 11月27日(月)から
教育委員会体育係で、定員になり次第締め切ります。
(費用・詳細については後日、チラシなどでお知らせします。)

◆16ミリ8声映写機操作講習会
○期日 1回目 11月27・28・30日
2回目 12月1・4日
3回目 12月12日
7・8・11・15・18日
時間 11時
1回目、2回目とも昼の部、午後2時から午後5時まで。夜の部、午後6時から9時まで。受講料

わたしの意見を 区長に話そう

区長との懇談会「わたしの意見を区長に話そう」が各地区で開かれています。これから開催される地区はつぎのとおりです。ご近所おさそい合せのうえお気軽においでください。

なお、今年度の懇談会は、11月をもって各地区とも終りになります。

第5地区 10月29日(日) 午後1時30分～4時

目白厚生会館会議室

第10地区 11月5日(日) 午後1時30分～4時

第10出張所会議室

第4地区 11月11日(土) 午後1時30分～4時

雑司が谷中学校体育館

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

◎障害年金
一級障害者 一三三、〇〇〇円
二級障害者 一〇五、六〇〇円
◎障害福祉年金
高齢のため、国民年金に加入できなかった人が重度の障害者になったとき、または二十歳前

国民年金法で定める障害の程度(概略)

	1 級	2 級
眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
耳	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
手	両腕の機能に著しい障害のあるもの	片腕の機能に著しい障害のあるもの
足	両足の機能に著しい障害のあるもの	片足の機能に著しい障害のあるもの
その他	その他の病気、機能障害が上に掲げたものと同程度以上と認められる状態であって、かつ日常生活が単独ではできない程度のも	その他の病気、機能障害が上に掲げたものと同程度以上と認められる状態で、かつ日常生活に著しい制限を受けている程度のも

体の不自由な
おとしよりに
65歳から老齢福祉年金が支給されます
老齢福祉年金は、本来七十歳以上の方に支給されるものですが、体の不自由な方には六十五歳から支給されます。
◎請求できる人
国民年金法で定める二級障害の状態に六十五歳になったと

き、または六十五歳になってから障害の状態になったときから老齢福祉年金額
三九、六〇〇円
なお、福祉年金は、金額関係負担となっているため、年金を受けられる本人や扶養義務者の所得などには一定の基準があります。
手続その他くわしいことは国民年金課給付係(内線31)へお問い合わせください。

耳の不自由な方のための
映画会を開きます
区では、ろうあ者のみなさん
に「いのちのひとときを過して
いただくために、つぎのように映
画会を行います。
・とき 十一月五日(日)
午後一時～四時三十分
・ところ 区民センター五階
・上映映画

「なつかしい風来坊」
主演 有島一郎、ハナ肇
「人生劇場」
主演 藤 純子
主演 飛車角と吉良常一
主演 鶴田浩二、高倉健、
藤 純子
・定員 100名(先着順)
・参加費は、無料です。参加者
にはおみやげを用意します。
お問い合わせは、福祉課福祉第
二係(内線31)へどうぞ。

昭和48年度
区立幼稚園々児募集
西果鴨幼稚園
(西果鴨2-14-11)
南長崎幼稚園
(南長崎4-12-7)
池袋地区幼稚園(仮称)
(池袋2-10-23)
昭和四十八年四月開園予定
資格 昭和四十二年四月二日か
ら昭和四十三年四月一日
までに生まれた方
(一年保育)
人員 各園八十名
受付 十一月十三日から十一月
三十日まで。教育委員会
学務課学事係(内線408)。
区役所三階)で。
選考方法 定員以上の申込みが
あった場合は抽せん
により決定します。
入園料 五〇〇円
保育料 年額一八、〇〇〇円
(月額一、五〇〇円)を
毎月納入)
送り迎えは、保護者をお願い
します。
※申込み用紙は、学務課学事係
と各出張所にあります。

青少年育成活動に
補助金を交付します
秋はなんといってもスポーツ
など体力づくりの季節です。
体育の日、文化の日、勤労感
謝の日など日曜日にあたらない
休みの日が多くあります。
スポーツ大会や野山にハイキ
ングやビクニックなど各地で行
なわれるのもこの時期です。
区ではこうした行事を計画し
ている主として青少年を対象と
したグループや団体に補助して
おります。
申請先 地区青少年育成委員会
(区役所出張所内)
お問い合わせは、区役所厚生部管
理課青少年係(内線314)へどう
ぞ。

11月は
市民総ぐるみの
公害監視
ゴミの不法廃棄!
不法 駐 車!
迷惑な騒音!
公害監視強化の月
青少年育成活動に
補助金を交付します
秋はなんといってもスポーツ
など体力づくりの季節です。
体育の日、文化の日、勤労感
謝の日など日曜日にあたらない
休みの日が多くあります。
スポーツ大会や野山にハイキ
ングやビクニックなど各地で行
なわれるのもこの時期です。
区ではこうした行事を計画し
ている主として青少年を対象と
したグループや団体に補助して
おります。
申請先 地区青少年育成委員会
(区役所出張所内)
お問い合わせは、区役所厚生部管
理課青少年係(内線314)へどう
ぞ。



グーテン・ターク(コンニチワ)々
西ドイツから青少年が来庁
10月5日、訪日西ドイツ定期交歓F班23名が来庁。ただちに会議室で区長、議長らが出迎え歓迎会がもたれました。このグループは、日本の文化、歴史、教育などを自らの目で学ぼうと来日したもの。両国の国旗と歓迎の横断幕の下で、豊島区の「世界青年友の会」会員たちとなごやかな交歓会が行なわれ、席上区長からおみやげをもらって大喜びでした。

こくちばん・告知板
◎正法院展
とき 12月20日まで。午前9時
午後4時30分
◎豊島区民センター5階史
料展示室
展示物 天台大師画像・公護法親
王派の慈悲大師画像・天
台阿闍梨・曼荼羅ほか。
◎社団体力テスト
・11月12日 午前9時～12時
・11月19日 午前9時～12時
・11月26日 午前9時～12時
◎ところ 区立平和小学校
※小雨決行
多数ご参加ください。

こくちばん・告知板
・先着100名様に粗品進呈。
・どんなに古い物でも結構です。
・名札をつけてお持ちください。
・時計型の温度計と簡光用のはかりは検査できません。
・11月2日(木)
午前10時～午後4時
豊島厚生会館
お問い合わせは、消費経済係(内
線31・31番)へどうぞ。

こくちばん・告知板
・先着100名様に粗品進呈。
・どんなに古い物でも結構です。
・名札をつけてお持ちください。
・時計型の温度計と簡光用のはかりは検査できません。
・11月2日(木)
午前10時～午後4時
豊島厚生会館
お問い合わせは、消費経済係(内
線31・31番)へどうぞ。

こくちばん・告知板
・先着100名様に粗品進呈。
・どんなに古い物でも結構です。
・名札をつけてお持ちください。
・時計型の温度計と簡光用のはかりは検査できません。
・11月2日(木)
午前10時～午後4時
豊島厚生会館
お問い合わせは、消費経済係(内
線31・31番)へどうぞ。

こくちばん・告知板
・先着100名様に粗品進呈。
・どんなに古い物でも結構です。
・名札をつけてお持ちください。
・時計型の温度計と簡光用のはかりは検査できません。
・11月2日(木)
午前10時～午後4時
豊島厚生会館
お問い合わせは、消費経済係(内
線31・31番)へどうぞ。



区立道和中学校体育施設として建設されているもので、場所は東鶴三丁目八番七号で、区立東鶴図書館の隣りで、運動施設としては、
 △地下一階 温水プール (25×11メートル)
 △地上二階 トレーニングルーム
 △地上二階 競技場(バレーボール)
 △開放日・種目他
 △個人利用(当日直接学校へ行く)

区では、中学校の体育施設を一般スポーツ用に開放する事業の四校目として、区立道和中学校の体育館を開放いたします。
 △場所 道和中学校体育館(豊島区西池袋四一七一)
 △開放を始める日 十一月三日(祝日)から
 △開放日・種目他
 △個人利用(当日直接学校へ行く)

区立道和中学校体育施設として建設されているもので、場所は東鶴三丁目八番七号で、区立東鶴図書館の隣りで、運動施設としては、
 △地下一階 温水プール (25×11メートル)
 △地上二階 トレーニングルーム
 △地上二階 競技場(バレーボール)
 △開放日・種目他
 △個人利用(当日直接学校へ行く)

区では、中学校の体育施設を一般スポーツ用に開放する事業の四校目として、区立道和中学校の体育館を開放いたします。
 △場所 道和中学校体育館(豊島区西池袋四一七一)
 △開放を始める日 十一月三日(祝日)から
 △開放日・種目他
 △個人利用(当日直接学校へ行く)

区では、中学校の体育施設を一般スポーツ用に開放する事業の四校目として、区立道和中学校の体育館を開放いたします。
 △場所 道和中学校体育館(豊島区西池袋四一七一)
 △開放を始める日 十一月三日(祝日)から
 △開放日・種目他
 △個人利用(当日直接学校へ行く)

区史編さん室から

区史編さん室では、現在「総図・地図編」と『史料編』の刊行のために仕事を続けています。その過程で、今まで埋もれていた資料の発見がいくつかあります。ここでは、そのひとつ「奉射当番覚」(写真は表紙)をご紹介します。

この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。

この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。



この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。

この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。

この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。

この史料は、日白二一三四一にお住いの島田久さんが所蔵しているもので、「奉射当番覚」と「奉射当番入用覚」の二つからなっており、ともに文化三年西暦では一八〇六年ですから、今から一六六年も前に書かれた史料ということになります。

官公所たより

年末資金のお申込みは
 お早めに!
 国民金融公庫王子支店では、年末の事業資金のお申し込みは、できるだけ10月中旬中、おそくとも11月上旬までに提出されるよう望んでいます。

この旬間は、税金についての苦情やご要望、税務職員への応接などについての意見を、広く納税者の方からご聞き取り、今後の税制や税務行政の運営に反映させるとともに、税務署の仕事の内容をよく知っていただくことを目的として行なう行事です。

この旬間は、税金についての苦情やご要望、税務職員への応接などについての意見を、広く納税者の方からご聞き取り、今後の税制や税務行政の運営に反映させるとともに、税務署の仕事の内容をよく知っていただくことを目的として行なう行事です。

豊島税務署

11月の都税
 個人事業第2期分が、納期は、11月30日(木)です。
 △自動車税第2期分の納税はお済みでしょうか。
 10月31日(火)が納期です。
 郵便局または銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関で納税を取り扱っております。
 △もういっしょに公給領収証を「公給領収証」は、料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館などを利用したとき、お客さんが利用料金とともに、その店に支払う税金で、店が「東京都」に代ってその受取った税金のしるしとして必ず交付する「領収証」です。
 なお、この「公給領収証」は、飲食店や旅館での利用料金が、免税点以下のときには発行されません。(お店にホスターが掲げてあります。)

所得税第2期分
 11月1日から11月30日までお近くの銀行・郵便局または税務署で、はやくにすませましょう。
 △振替納税を利用されている方は、直接(指定の金融機関から)自動振替で納税されます。

豊島区文化祭
 音楽教室オーケストラ演奏発表会
 11月5日(日)午後2時から4時30分まで
 豊島公会堂
 交響曲第5番「運命」ス
 演奏 富岡信子、フイランラン、荒城の月、荒城の人々、タイプライター、トランペットの子守歌(独奏・根岸水樹)フルータンゴ、猿猴ポルカ、ちやうちよう他。

レコードコンサート

毎週水曜日午後6時から区民センター音楽室で開かれています。11月1日は豊島区オーケストラの公開練習。長谷川東氏の指揮で、ベートーヴェン交響曲「運命」ラロースト、バイオリン協奏曲他、バイオリン独奏、富岡信子。8日は音楽評論家門馬直美氏の解説によるベートーヴェン特集第2部、ベートーヴェン交響曲第7番他。15日はロック音楽特集、バイオリンを中心として、バルディのバイオリン協奏曲他。22日は、なつかしの映画主題歌集「自由を我々に」他。29日は世界の民謡を訪ねて、第3部東欧、北欧編。くわしくは文化係(内線47)へどうぞ。

豊島区文化祭
 音楽教室オーケストラ演奏発表会
 11月5日(日)午後2時から4時30分まで
 豊島公会堂
 交響曲第5番「運命」ス
 演奏 富岡信子、フイランラン、荒城の月、荒城の人々、タイプライター、トランペットの子守歌(独奏・根岸水樹)フルータンゴ、猿猴ポルカ、ちやうちよう他。

豊島区文化祭
 音楽教室オーケストラ演奏発表会
 11月5日(日)午後2時から4時30分まで
 豊島公会堂
 交響曲第5番「運命」ス
 演奏 富岡信子、フイランラン、荒城の月、荒城の人々、タイプライター、トランペットの子守歌(独奏・根岸水樹)フルータンゴ、猿猴ポルカ、ちやうちよう他。